

(平成21年6月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	69 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	73 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの期間及び37年10月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年2月まで
② 昭和37年10月から38年3月まで

私の国民年金は、次兄が、昭和36年の制度発足ころに加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月分の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しているとともに、申立人の国民年金被保険者名簿にも、同月の保険料は納付済みと記録されている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和36年3月ごろに兄弟4名連番で払い出されており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする次兄は、兄弟4名の国民年金の加入手続をし、申立人及び長兄の二人は身体に障害を持っていたことから、将来のことを考えて、二人分の保険料を一緒に納付していたと証言しているとともに、長兄は、申立期間を含めて保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、上記の領収証書によると、昭和36年4月分の保険料を37年9月に過年度納付していることが確認でき、その時点で、申立期間①の保険料については過年度納付することが、申立期間②については現年度納付することが可能な期間である上、当該両期間の間の期間の保険料は納付済みであるなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年7月まで

私は、20歳前から昭和48年8月ころまで、実家に住民票を置いたまま、他市に居住していた。私が20歳になったころ、実家が所在する区から、実家に国民年金の加入勧奨の通知が届き、両親のどちらかが国民年金の加入手続をしてくれた。加入勧奨通知とともに国民年金保険料の納付書が同封されていたことを記憶している。申立期間の保険料は、実家又は自宅に送付された納付書により、金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金の種別変更及び複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入した経緯及び保険料の納付場所等について具体的に記憶しているとともに、申立人が20歳当時に住民登録していたとする区では、申立期間当時、国民年金の加入対象者に、加入勧奨の通知等とともに保険料の納付書を送付していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から41年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで

私は、20歳のころ、勤務先の雇用主に勧められて、国民年金の加入手続を行い、雇用主夫婦及び同僚等と一緒に、集金人や勤務先に出入りしていた取引金融機関の職員を通じて国民年金保険料を納付していた。また、結婚後は、私が、夫の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していた。夫の加入手続をしたころ、夫の未納分の保険料とともに、自分の未納分の保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和45年11月ごろに払い出されており、別の手帳記号番号の払い出しは確認できないこと及び所持する領収証書によると、43年10月から45年3月までの保険料を同年12月に過年度納付していることなどから、夫は、40年4月から43年3月までの期間の自身の保険料を第1回特例納付で納付したものと考えられる。また、結婚後は、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたことを考慮すると、申立人は、当該期間の保険料を第1回特例納付で納付したものと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、6か月と短期間で、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるとともに、一緒に保険料を納付していたと説明する雇用主夫婦及び同僚は、当該期間の保険料を納付していることが確認できるなど、

申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から44年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで
③ 昭和51年12月

私の母は、私が学生で二十歳になった時に区役所又は社会保険事務所で国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①については、母が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間②及び③については、私が区役所窓口で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は昭和52年1月から60歳までの国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は1か月と短期間である上、一緒に納付していたとする元夫は自身の保険料が納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の兄二人も学生期間は国民年金に未加入となっている。また、申立期間②については、申立人が納付していたとする金額は、当該期間当時の保険料額と異なるなど、申立人及び母親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は47年10月以降に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①及び申立期間②の一

部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から同年11まで
② 平成3年5月及び同年6月

私は、会社を退社後、区役所で国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料をさかのぼって分割納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳の記号番号の払出日から、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、当該期間前の納付済みとなっている期間の保険料は過年度納付されていることが確認できる上、当該期間は2か月と短期間であること、当該期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われていることなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の金額に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年12月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は別の手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月

私は、昭和50年3月に市役所で国民年金の任意加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で交付された納付書により市役所内の金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人は昭和50年3月に国民年金に任意加入していることが確認でき、その時点で、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である上、申立人は保険料の納付場所や納付方法について具体的に説明しており、その内容は、当時の市における国民年金加入手続及び保険料収納業務の取扱いと合致しているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

私の父は、私が20歳になった時点から、私の申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、申立期間②については、昭和46年に転居して国民年金の手続をした後、妻が、その時点でさかのぼって納付できるすべての未納とされている期間の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と短期間である上、国民年金保険料を一緒に納めていたとする申立人の妻は当該期間の自身の保険料が納付済みであり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年5月時点で、当該期間は保険料をさかのぼって納付することが可能な期間である。また、妻は申立人の保険料をさかのぼって納付した金額や納付状況等に関する記憶が明確であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納めていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年5月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から55年2月までの期間及び平成9年7月から11年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から55年2月まで
② 平成9年7月から11年12月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を区役所で、申立期間②の保険料を信用金庫で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に対応する昭和51年から55年までの期間及び平成9年から11年までの期間の確定申告書を所持しており、申告額は当時の国民年金保険料額と一致している。また、保険料を納付していたとする区役所及び信用金庫では、申立期間当時保険料の収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から54年3月まで
私は、婚姻後の昭和54年3月に、義母に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を4年分まとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が納付したとする昭和54年3月時点では第3回特例納付が実施されている。また、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致する。さらに、申立人が納付したとする金融機関は国庫金の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4534

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 47 年 3 月まで
私は、区役所で過去の未納分となっていた国民年金保険料を納付した。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が保険料をまとめて納付したとする昭和 47 年には、第 1 回特例納付が実施されている。また、申立人が保険料をまとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を過年度納付及び第 1 回特例納付により納付した場合の金額とおおむね一致する。さらに、申立人は、区役所庁舎内で保険料を納付したと説明しているところ、申立人が居住する区の区役所では、第 1 回特例納付実施期間中、庁舎内に国庫金を取り扱える金融機関が設置されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から同年3月まで
私は、昭和49年3月に近所の友達に誘われて国民年金に加入した。昭和61年4月に第3号被保険者になるまでは、国民年金保険料の納付を続けていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間の直前の49年4月から52年12月の期間の保険料はすべて3か月ごとに納付書で納期限内に納付しており、申立期間直後の53年4月から54年3月の期間の保険料は口座振替によりすべて納付しているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで
私は、区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したはずで、当時、窓口職員から台帳に印があるから領収書は必要ないと言われた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月に国民年金に任意加入して以降、国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間の保険料を納付しているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立人が当時居住していた市が保有する被保険者名簿には、申立期間を含む昭和47年度の保険料はすべて納付済みと記載されているなど、行政側において申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4541

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から45年2月まで
私は、父から、私が20歳になった時から国民年金保険料を納付していると聞いていた。私の保険料と一緒に納付していたとする姉の保険料は20歳から納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、国民年金被保険者の種別変更手続を適切に行っている。また、申立期間当時に申立人と同居し、申立人の父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の姉は、20歳から国民年金に加入し、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっている上、申立人の母親は、昭和40年4月から国民年金に加入し、申立期間を含め60歳に至るまで保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の姉は、申立期間当時、父親から申立人及び自身の保険料を納付していたことを聞いていたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年8月までの期間及び43年1月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年10月から41年8月まで
② 昭和41年12月から42年8月まで
③ 昭和43年1月から44年3月まで

私の夫は、昭和44年から45年ごろ、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和42年4月から同年8月までの期間及び申立期間③については、保険料を一緒に納付していたとする夫の当該期間の保険料は44年に過年度納付されていることが確認できる上、申立人が所持する夫婦二人分の領収書によると、44年4月から46年3月までの保険料は夫婦同一日に納付されていることが確認できるなど、申立人の当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和41年12月から42年3月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、夫も申立期間①のうち39年10月から41年6月までの保険料は未納となっている上、夫のその後の41年7月から42年3月までの期間の保険料は、43年10月から44年3月までの保険料が重複納付されたため、その後に充当処理されたものであることが確認できるなど、夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年8月までの期間及び昭和43年1月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4543

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

私は、大学4年になった平成3年に国民年金に加入して就職するまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を適切に行っている。また、申立期間直前の平成3年4月から同年12月までの保険料は現年度納付されていることが確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの期間及び44年10月から45年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和44年4月から同年6月まで
③ 昭和44年8月から同年9月まで
④ 昭和44年10月から45年9月まで
⑤ 昭和46年10月から49年4月まで

私は、昭和38年12月に母と喫茶店を開業し、私の国民年金保険料は、私か母が店に来ていた集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び④については、3か月及び12か月といずれも短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は当該期間のうち、厚生年金保険加入期間についても、国民年金保険料を納付していたことが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び⑤については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は納付状況に関する記憶が曖昧であり、母親からは当時の加入手続及び納付状況等を聴取することはできないため、当時の納付状況等が不明確である上、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年5月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間③については、平成20年2月に厚生年金保険記録が統合されたことにより、当該期間の保険料は同年2月28日に還付決議され、同年6月13日に還付されていること

がオンライン記録上確認でき、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。さらに、申立期間⑤については、当該期間中に、保険料の納付方式が印紙検認方式から納付書方式に切り替わっていたものの、申立人は納付書による納付の記憶は乏しく、当該切替えに関する記憶も曖昧^{あいまい}であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの期間及び44年10月から45年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで
私は、所持している申立期間の国民年金保険料領収証書を社会保険事務所に提示したが、納付済みとはしてもらえず、その分の保険料を還付するという事だった。申立期間を納付済期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しており、申立期間の保険料を納付した昭和49年5月時点では、国民年金の被保険者となり得ない任意加入資格取得前の期間の保険料相当額を納付したものと認められ、平成20年4月に還付決議がなされるまでこれが還付された事実は認められないことから、申立人が、申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立期間が任意加入資格取得前の期間であり国民年金の被保険者となり得ないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの期間、52年7月から同年9月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から49年6月まで
② 昭和52年7月から同年9月まで
③ 昭和57年4月から同年6月まで

私は、30歳になる昭和45年12月より前に、国民年金保険料を分割納付した後、ずっと保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和44年4月から46年3月までの期間については、申立人は、20歳から当該期間の直前まで国民年金保険料を納付しているほか、当該納付済みと記録されている保険料は、申立人は、30歳になる前に分割納付したとしていることから45年7月から実施された第1回特例納付及び過年度納付により納付したものと考えられ、当該納付時点で当該期間の保険料も過年度納付及び現年度納付により納付することが可能であり、納付書により納付したとする方法は、当時の過年度納付の方法及び申立人が居住していた区の納付方法と合致している。また、申立期間②及び③については、それぞれ3か月と短期間である上、当該期間の前後の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和46年4月から49年6月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの期間、52年7月から同年9月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料を納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人の母親が納付したとする市役所は、申立期間当時、保険料の収納を行っている上、申立人が所持する国民年金手帳には元年3月9日に任意加入した旨記載されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったなど、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
私は、申立期間の免除申請はしておらず、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間が 12 か月と短期間である上、申立人が集金人に国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の月額額は、申立期間の保険料額と一致している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 3 月時点では、制度上、申請免除と記録されている申立期間は、免除を申請することができない期間であり、申立人が居住していた区でも、手帳記号番号の払い出し前にさかのぼって免除することはないと説明しており、行政側において、申立人に係る申請免除を誤って記録したと考えるのが自然であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月から38年3月まで

私の夫は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、区の集金人に現金を手渡し、印紙検認を受けたとする納付方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする保険料額は、当時の保険料額と一致する。また、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の大部分の保険料が納付済みとなっている上、未納とされている夫の2か月分の保険料については、同一年度内に納付済みと未納が混在している場合に保存することとされている夫の特殊台帳が保存されていないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から41年1月まで
② 昭和44年3月から同年6月まで

私は、昭和38年6月に転居先の市で、当時婚姻していた夫に国民年金の加入手続をしてもらい、その後は、自分で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は4か月と短期間である上、申立人が納付書により市の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとされる夫から状況を聴取することができないため、加入手続の状況が不明確である。また、申立人は、納付したとする保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年8月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
私の母は、区役所で私の国民年金への加入手続を行い、申立期間の私の国民年金保険料をまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から現在まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。また、納付書により納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 56 年 4 月時点では、申立期間の保険料を区役所で現年度納付することが可能であった。さらに、保険料を納付したとする母親は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月及び45年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和45年4月から同年12月まで

申立期間①の国民年金保険料は、父が自宅に来た集金人にさかのぼって納付していた。申立期間②については、私が兄夫婦の分と3人分を郵便局で納付した。兄夫婦が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ9か月と短期間である。

申立期間①については、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和37年9月時点で過年度納付が可能な期間であり、申立人の父親が20歳までさかのぼって保険料を納付したことを聞いたことや納付場所、方法の記憶は具体的で、当時の制度と一致している上、納付したとする金額は納付すべき保険料額と一致している。また、申立人の父親が申立人と同様に保険料を納付していたとする兄夫婦の申立期間は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②についても、申立期間の前後の期間は納付済みとなっており、納付場所、方法の記憶は具体的である上、納付したとする金額は納付すべき保険料額と一致している。また、申立人が保険料を納付していたとする兄夫婦の申立期間は納付済みとなっており、申立期間の前後で住所等の変更などの生活環境の変化はないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から同年3月まで
私は、結婚してから夫が国民年金に加入手続をして、保険料を納付してくれた。昭和46年の確定申告書も所持している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間は3か月と短期間であり、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年2月ごろの時点で現年度納付により納付可能な期間である。また、納付したとする申立人の夫の納付方法、場所の記憶は具体的である上、納付したとする金額は納付すべき保険料額と一致している。さらに、申立人の夫の昭和46年の確定申告書には、申立人のものと推定される一年分の国民年金保険料が記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私は、会社を退職した後、国民年金加入の勧奨通知が来たので加入手続きをした。集金人が家に来ていたことも記憶している。同居していた他の家族の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年5月から41年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年11月時点では、当該期間は現年度納付が可能な期間である。また、当該期間後の保険料は納付済みとされている上、申立人の父親が申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の長兄、次兄、長姉については、当該期間の保険料が納付済みとされているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年4月から40年4月までの期間については、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、当時から未加入期間であったことが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は無く、保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付状況は不明であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和40年5月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年8月まで

私は、昭和35年10月ごろ、妻、弟と3人一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたはずである。保険料は基本的に亡くなってしまった妻が支払ってきており、実際に自分が納付に関わったことはないが、同居していた妻や弟の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年2月ごろに妻及び同居していた弟と連番で払い出されており、申立人が3人分を一緒に納付していたとする妻及び弟は申立期間の保険料は納付されている上、申立人は国民年金への加入時期、手続、保険料の納付方法及び納付場所等の記憶は具体的かつ鮮明である。

申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、手帳記号番号払出後に生活状況等に変化はなく、申立期間当時、申立人が雇用していたとする者も申立人の妻や弟と同時期に国民年金に加入していることなどから、国民年金への加入を取り消される理由も見当たらない上、払出簿に妻及び弟と同様に他市区町村への転出の押印があり、取消は少なくとも昭和38年10月以降、申立人の経営する会社が厚生年金保険の新規適用を受けた45年9月までの間に行われたことが推認できるなど、行政側における記録管理等の事務が適切に行われていなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年3月まで

私は、昭和49年8月に就職し、雇用主が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際に、雇用主から過去の保険料を自分で納付するように勧められたので、3回か4回に分けて1回3,000円か4,000円の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの期間については、当該期間後の国民年金保険料はすべて納付済みである。また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする自宅近くの郵便局は、申立期間当時開設されており、納付したとする保険料額1万6,000円は、当該期間及び納付済みと記録されている49年4月から50年3月までの期間の保険料を過年度納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年8月及び同年9月については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付したとする保険料額は、当該期間及び48年10月から50年3月までの保険料を納付した場合の金額には足りないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年1月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から11年1月まで
私は、平成10年5月に会社を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人が国民年金保険料を納付書により納付したとする方法は、当時居住していた市の納付方法と合致している上、納付したとする金融機関は、当時開設されており、保険料の収納業務を取り扱っている。また、申立人が所持する預金通帳には、平成10年6月23日に6万円の出金記録があり、当該箇所に使途と考えられる申立人及び申立人の妻それぞれの10年5月分の保険料額が手書きで記載されている。さらに、申立人と一緒に市役所に行き、申立人の国民年金加入手続と同時に国民年金第3号被保険者から1号被保険者への種別変更をしたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4571

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで
私達夫婦の国民年金保険料は、妻が金融機関で納付していた。申立期間は、妻の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、申立期間当時の保険料の納付方法等の記憶が鮮明であり、申立期間の自身の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 6 月まで

私は、国民年金制度発足時に市役所で国民年金への加入手続をし、その後、漏れなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金への加入時期、加入場所及び加入当時の保険料納付の記憶が鮮明である。また、昭和 37 年以降は、申立人の国民年金印紙の購入方法は申立人が居住していた地域の購入方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、当該期間の保険料の記憶が曖昧である上、当該期間の保険料の未納記録は、申立人が昭和 58 年 10 月当時に居住していた区で国民年金に再加入した際に生じたものであることが申立人の所持する国民年金手帳から確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4573

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、結婚してから夫婦で集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間は、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までについては、申立人は42年4月以降の国民年金保険料をおおむね納付しており、当該期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が二回目に払い出された41年1月時点において、現年度で保険料を納付することができる期間であり、保険料を一緒に納付していたとする妻の当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から41年3月までの期間及び41年10月から42年3月までの期間については、申立人及び妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、36年12月に一回目に払い出された手帳記号番号が記録された被保険者台帳は削除されている上、41年1月に払い出された手帳記号番号による保険料の納付状況について、保険料を納付していたとする妻は、納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であり、自身の41年10月から42年3月までの保険料が未納となっているなど、申立人及び妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、母が家族の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と比較的短期間である。また、申立人が母親から聞いたとする保険料の納付方法及び金額は申立期間当時のものと一致する上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人の保険料と一緒に納付していたとする母親の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年6月まで
私は、国民年金制度の発足時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和38年8月ごろ息子と親子連番で払い出されており、保険料を一緒に納付していたとする息子は申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の保険料の未納記録は、平成20年9月に昭和37年1月から同年3月までの期間を申立期間に訂正されているが、訂正前の期間においても、手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付が可能な期間であり、3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られず、当該期間に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4576

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで
私は、父が私の国民年金への加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。私が家業を引き継いでからも、父が保険料を納付しており、住所も職業も変更していないのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人と同居し、申立人の保険料を納付していたとする父親及び母親は、申立期間の自身の保険料を含め、保険料をすべて納付している上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から47年12月まで

私の国民年金手帳には「昭和47年4月分から昭和48年3月分まで納付検認済」の判が押されている。また、46年6月から47年3月までの国民年金保険料は、保険料を納付してくれていた夫は46年12月まで納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の所持する国民年金手帳には申立期間のうち47年4月から同年12月を含む「昭和47年4月分から昭和48年3月分まで納付検認済」の判が押印されており、申立人の居住していた市では「被保険者から保険料を徴収した際に押印したと思われる。」と説明している。

さらに、申立期間のうち昭和46年6月から同年12月までは、申立人の保険料を納付していたとする夫の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から56年3月まで
私の妻は、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をした際に、さかのぼって2年分の国民年金保険料を納付できると聞き、後日一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年7月から56年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、また、国民年金の加入手続をしたとされる申立人の妻は、さかのぼって2年分の保険料を納付できると説明を受けたことを明確に記憶しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された56年10月時点では、当該期間の保険料を納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和54年4月から同年6月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年3月まで
私は、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をした際に、さかのぼって2年分の国民年金保険料を納付できると聞き、後日一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年7月から56年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、また、加入手続をした際にさかのぼって2年分の保険料を納付できると説明を受けたことを明確に記憶しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された56年10月時点では、当該期間の保険料を納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和54年4月から同年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から同年9月まで
私の国民年金保険料は、昭和54年4月からは金融機関で口座振替を利用して納付していた。所持している通帳では申立期間の国民年金保険料が引き落とされており、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで申立期間は3か月と短期間である。また、申立人から提出された昭和55年分、56年分、57年分の確定申告書（控）には、国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は、当時の国民年金保険料額と一致している。さらに、申立期間の保険料は、自身の口座から自動振替により納付していたと説明しており、申立人から提出された金融機関の通帳から保険料が引き落とされていることが確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月

私は、申立期間当時、金融機関の口座振替で一月ごとに国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みの上、申立期間は1か月と短期間である。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの期間、60年7月から同年9月までの期間並びに平成2年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年7月から53年3月まで
② 昭和56年7月から同年9月まで
③ 昭和60年7月から同年9月まで
④ 昭和61年1月から63年6月まで
⑤ 昭和63年10月から平成2年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を定期的に郵便局で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、それぞれ3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間⑤のうち平成2年8月及び同年9月については、当該期間当時から夫婦二人分の保険料の納付を再開したと説明しており、申立人が所持する平成2年分の確定申告書に記載されている保険料の支払額は、当該期間を含めた2年8月から同年12月までの夫婦二人分の保険料額とおおむね一致する。

しかしながら、申立期間①、④及び⑤のうち昭和63年10月から平成2年7月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間①については、一緒に納付していたとする夫も自身の保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から同年 9 月までの期間、60 年 7 月から同年 9 月までの期間並びに平成 2 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から46年3月まで
② 昭和46年4月から同年9月まで

申立期間①については、区の出張所で過去の未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、私が、母及び元夫の未納期間の保険料と併せて納付した。申立期間②については、経済的に余裕もあったので、免除となるはずが無く、母が保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間直後の昭和46年10月から47年3月までの保険料は納付済みとなっている上、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は、当該期間の自身の保険料を納付しているなど、申立人の当該期間の保険料が免除とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、附則4条納付者リストから、申立人の母親は、昭和55年6月に37年4月から46年3月までの期間及び47年4月から51年1月までの期間の保険料を、また、元夫は53年7月に36年4月から41年3月までの期間の保険料をそれぞれ第3回特例納付により納付していることが確認でき、母親及び元夫は60歳まで保険料を納付したとしても当該納付時点において、特例納付をしなければ年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられるが、申立人は第3回特例納付実施時に特例納付をしなくても受給資格期間を満たすことが可能であったなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月30日から49年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、48年8月及び同年9月の標準報酬月額を6万4,000円、同年10月から同年12月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月30日から53年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和53年3月31日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録は無いが、申立人から提出のあった昭和48年9月分から同年12月分までの給料支払明細書及び同僚の供述により申立期間のうち同年12月までの期間はA社に勤務していたことが推認できる。

また、給料支払明細書には厚生年金保険料の記載があり、当月控除されていたことが認められることから、申立人は申立期間のうち、昭和48年8月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、昭和48年8月30日に適用事業所に該当しなくなっており、当該期間において、社会保険事務所に適用事業所としての記録が無いものの、同社は当該期間において、法人登記簿により、法人格を有していることが認められ、かつ、当時の同僚は、同社には少なくとも5人以上の従業員が勤務していたと供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年1月1日から53年4月1日までの期間については、同僚の供述から、退職日の特定はできないものの申立人が継続してA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和48年8月30日に適用事業所に該当しなくなっており、かつ、同社の事業主は死亡していることから、同社及び事業主から当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない上、当時の同社の取締役であり経理を担当していた事業主の妻は、当時の従業員の人事記録等の資料も無く、厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間については、申立人が、厚生年金被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和48年8月及び9月の標準報酬月額については、給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より低額のため、保険料控除額に見合う6万4,000円とし、10月から12月については、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主が死亡しており不明であるが、A社は、当該期間社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年8月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の社員原簿及び同社から提出のあった在籍証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年5月1日にA社D支店から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和37年6月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月30日から同年6月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社から関連会社への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同社の親会社であったB社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し(昭和44年6月10日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月24日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、人事記録及び人事カードから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年3月24日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月28日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和42年の入社以来、申立期間も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びに雇用保険により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和45年3月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の保険料控除額及び昭和45年1月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還

付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C営業所における資格取得日に係る記録を平成2年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月17日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社C営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、同社D営業所から異動した時期であるが、継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（平成2年3月17日に同社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成2年4月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を、①の期間は78万4,000円、②の期間は89万円、③の期間は96万1,000円、④の期間は81万9,000円、⑤の期間は98万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年7月18日
②平成15年12月18日
③平成16年12月22日
④平成17年7月21日
⑤平成17年12月14日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②、③、④及び⑤にA事業所から支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。当該期間について、賞与からの厚生年金保険料の控除事実等が確認できる賞与明細書を提出するので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書により、申立人は、平成15年7月18日、同年12月18日、16年12月22日及び17年7月21日に、A事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ、また、申立人から提出のあった預金通帳(写し)における同事業所からの給与振込の記録及び事業主の供述により、申立人は、17年12月14日に、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、賞与明細書

における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 78 万 4,000 円、申立期間②は 89 万円、申立期間③は 96 万 1,000 円、申立期間④は 81 万 9,000 円とし、申立期間⑤に係る標準賞与額については、預金通帳（写し）における同事業所からの給与振込の記録から判断すると、98 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、②、③、④及び⑤の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月15日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時は入院中であり、昭和40年7月15日に退院後、すぐには出社せず、同年8月1日に復職と同時に同社C本社に異動となったが、同社には申立期間を含め継続して在籍・勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出のあった従業員名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年8月1日に同社B事業所から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年6月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、事業主が昭和40年7月15日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を

納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた平成14年8月が未加入となっていた。同社を退職したのは平成14年8月31日なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった平成15年の源泉徴収票に記載されている退職年月日により、申立人は、A社に平成14年8月31日まで勤務していたことが認められ、申立期間当時の同社の経理責任者が、「月末日の退職者については、退職月の厚生年金保険料を給与から控除しないような取扱いはしていなかった」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人におけるA社の平成14年7月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成14年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和28年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和28年5月31日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録では、B社に勤務していた期間のうち申立期間①について、また、A社に勤務していた期間のうち申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る給与明細書があり保険料が控除されていると思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社とA社は関連会社であるところ、申立期間②については、B社から提出されている申立人に関する入退社に関する記録、A社の給与明細書及び源泉徴収票により、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務し（昭和28年5月31日までA社に勤務し、同年6月1日からB社に勤務）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額及びA社における昭和28年4月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が保存されていないことから不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和28年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事

務所がこれを同年5月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、B社から提出されている申立人に関する入退社に関する記録、同社の給与明細書等から、申立人が、昭和25年3月31日までB社に勤務し、同年4月1日からA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社とA社の給与事務は一体となっていたとA社では供述しているところ、申立人に係るB社の昭和25年3月の給与明細書において厚生年金保険料控除があったことは認められるものの、A社の同年9月の給与明細書において、保険料控除の方法が翌月控除から当月控除に切り替わっていることが確認できることから、B社の同年3月の給与明細書において控除されている厚生年金保険料は、同年2月の厚生年金保険料と判断されるとともに、同年4月のA社の給与明細書においては厚生年金保険料が控除されていないことから、申立人のB社における同年3月の厚生年金保険料は控除されていないものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年11月21日とされているものの、同年11月21日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年11月21日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月21日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入期間が無い。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳、在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し（平成14年11月21日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成14年12月の社会保険庁の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月8日に申立てに係る資格取得届訂正願を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格取得日に係る記録を平成4年4月1日、資格喪失日に係る記録を5年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年3月1日まで

A社で勤務した期間のうち、同社B事業場に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同期間において厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された証明書及び人事記録、A社企業年金基金の加入記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（平成4年4月1日にA社C事業場から同社B事業場に異動し、5年3月1日に同社B事業場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、A社企業年金基金の平成4年4月から5年2月までの記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年4月から5年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院。）における資格取得日に係る記録を昭和34年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から35年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A病院で勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書があるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院から提出された辞令書及び人事カード並びに申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A病院に昭和33年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年3月から35年6月分の保険料につ

いて納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9年4月から同年9月までは28万円、同年10月から10年7月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、平成9年4月1日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された社員カード及び申立人が所持する給与明細書から、申立人は、同社に平成9年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の支給総額及び保険料控除額から、平成9年4月から同年9月までは28万円、同年10月から10年7月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険庁の記録によると、事業主は、平成12年9月4日に2年分を遡^{そきゆう}及して10年8月1日を資格取得の日として届出を行い、厚生年金保険料を納付していることが確認できることから、9年4月1日の資格取得の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人

に係る9年4月から10年7月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和37年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月26日から同年7月10日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された職歴証明書から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和37年6月26日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった在職証明書から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和47年11月1日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年10月の社会保険事務所等の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月21日から同年4月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B工場で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された労働者名簿及び申立人が所持する給与明細書から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年3月21日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月21日から同年3月10日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A事業所で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、昭和50年2月21日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所から提出された人事記録及び申立人が所持する給与明細書から、申立人は、同事業所に昭和50年2月21日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年3月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、本支店間の異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年4月1日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和41年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に

納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年2月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、5年2月は9万8,000円、同年3月は17万円、同年4月から6年6月までは19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月8日から6年7月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成5年2月8日から勤務し、給与台帳では厚生年金保険料が控除されているので、当該期間も被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定しており、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、平成5年分及び6年分の賃金台帳における保険料額又は報酬額から、5年2月は9万8,000円、同年3月は17万円、同年4月から6年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年2月から6年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、既にそれぞれ 20 万円、24 万円と記録され、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額を、①の期間は 20 万円、②の期間は 24 万円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 22 日
② 平成 17 年 7 月 27 日

A社は、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、平成 20 年 9 月になって社会保険事務所に届け出たため、時効により保険料を納付することができず、当該標準賞与額は厚生年金の給付に反映されない期間と記録された。当該標準賞与額についても厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書、賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、平成 16 年 12 月 22 日及び 17 年 7 月 27 日に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書、賃金台帳及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、①の期間は 20 万円、②の期間は 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、申立期間①及び②に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月16日にそれぞれ提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、既に64万5,000円、26万円と記録され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額を、①の期間は64万5,000円、②の期間は26万円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日
② 平成17年7月27日

A社は、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、平成20年9月になって社会保険事務所に届け出たため、時効により保険料を納付することができず、当該標準賞与額は厚生年金の給付に反映されない期間と記録された。当該標準賞与額についても厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書、賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、平成16年12月22日及び17年7月27日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書、賃金台帳及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、①の期間は64万5,000円、②の期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月16日にそれぞれ提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、既にそれぞれ 37 万 5,000 円、26 万円と記録され、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額を、①の期間は 37 万 5,000 円、②の期間は 26 万円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 22 日
② 平成 17 年 7 月 27 日

A社は、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、平成 20 年 9 月になって社会保険事務所に届け出たため、時効により保険料を納付することができず、当該標準賞与額は厚生年金の給付に反映されない期間と記録された。当該標準賞与額についても厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書、賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、平成 16 年 12 月 22 日及び 17 年 7 月 27 日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与明細書、賃金台帳及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、①の期間は 37 万 5,000 円、②の期間は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が、申立てに係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月16日にそれぞれ提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和57年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社で継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社（A社は平成13年にD社と合併し現在はC社）が保管する人事記録及び申立人が保管するA社発行の昭和57年分源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和57年9月1日にA社本社から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社が保管する人事記録によれば、申立人は申立期間においてA社E支店に勤務していたことが確認できるが、C社人事担当者の説明によると、同支店は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、同支店の従業員を近隣のA社B支店において、厚生年金保険の被保険者とする手続を行っていたとしている。

このことから、申立人の申立期間の被保険者記録については、同社B支店の記録とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57

年 10 月の社会保険事務所の記録から、41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社人事担当者は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っていることから納付していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 57 年 9 月の保険料について、事業主に対して納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 2321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和42年4月1日にB社に入社し、平成4年9月21日付けでB社の子会社であるA社に出向したが、その後、9年6月1日付けでB社に復職しており、申立期間も継続してA社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の親会社であるB社の人事通知及び同社が辞令原簿と称する人事異動発令経過の記録から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（平成9年6月1日に出向先のA社からB社に復職異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年4月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社事業主の代理として調査に応じたB社は、納付していないことを認めている上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことが確認できる。その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成9年5月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和56年3月30日から現在までA社及びB社を含めたグループ会社で継続して勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の入社当時にB社が作成し（申立期間当時、A社及びB社の人事・給与事務はB社が一括して行っていた。）、現在はA社を含むグループ各社の人事・給与事務を行っているC社が管理、保管する社員台帳及び申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和62年5月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年3月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社担当者は、保管期限経過のため領収書を保管しておらず不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和62年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 20 日から平成元年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社からB社(A社の子会社)に異動した直前である申立期間の記録が無い旨の回答を得た。しかし、A社には、昭和60年7月21日から平成元年2月1日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は昭和60年7月21日から現在まで、同社及びその子会社であるB社に継続して勤務し(昭和63年12月20日付けで異動発令がされたが、実際には平成元年2月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年11月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を事業主が履行したか否かについては、A社の人事担当者は、納付していないことを認めている。さらに、当該担当者は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことも認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年12月及び平成元年1月の保険料について、事業主に対して納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当

した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの期間、昭和42年9月から44年3月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年7月から42年3月まで
② 昭和42年9月から44年3月まで
③ 昭和46年4月から48年3月まで

私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、妻が集金人に過年度納付したはずであり、申立期間③については、妻が特例納付で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする妻は、過年度納付で納付した保険料額に関する記憶が曖昧である上、過年度納付の保険料については、区の集金人に納付したと説明しているが、当時居住していた区では集金人に過年度納付することはできないほか、申立期間②の一部の期間については、自身の保険料が未納であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年6月時点では、申立期間①は時効により保険料を過年度納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③については、妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする妻は、特例納付で納付した保険料額に関する記憶が曖昧である上、自身の保険料が未納であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から45年3月まで

私の国民年金の加入手続は、父が行ってくれ、昭和37年秋ころに事実上の結婚をするまでの国民年金保険料を納付してくれていた。結婚して転居してからは、自分で保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、保険料の納付場所、納付方法、納付金額及び申立期間当時の夫婦の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する国民年金手帳によると、事実上の結婚をしてから転居したと説明する区に住所変更の手続をした記録は確認できないことから、その当時、国民年金に関する住所変更手続を行っていなかったものと推認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年2月まで

私は、市の職員から、「昭和37年から保険料が未納である。未納分の保険料を納付しないと、将来、年金が受給できない。」と言われたことから、指摘された期間の国民年金保険料を納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿・確定申告書等)は無く、申立人は、保険料をまとめて納付した期間、納付金額等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、市の職員から、保険料を納付すれば60歳から年金が受給できると言われて納付したと説明するところ、申立人は、昭和55年4月に、それまで未納であった37年10月から48年3月までの保険料を第3回特例納付で納付しており、これにより60歳到達時まで保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たすことが可能になったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から50年12月まで
私は、昭和39年ころに近所の友人に勧められ、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿・確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金に任意加入した時期、加入場所及び申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する年金手帳、申立人の特殊台帳、納付状況リスト及び国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和51年1月に任意加入したことが確認できる上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、上記の任意加入した時期に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年3月まで

私は、昭和40年4月ごろだと思うが、母の国民年金保険料の集金に来ていた区の職員に勧められて国民年金の加入手続をしたと記憶している。加入後は、集金人が来るたびに保険料を納付し、婚姻後も、妻が国民年金に加入するまでは、自分で保険料を納付していた。妻が加入してからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。また、48年初めころ、妻と共に再加入の手続を行い、さかのぼって保険料を納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入状況に関する記憶は不明確であり、また、保険料の納付場所、納付金額、さかのぼって保険料を納付するまでの手続及び納付した期間等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、妻と共に昭和47年10月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から47年3月まで

私は、昭和43年11月ごろだと思うが、夫から勧められて国民年金の加入
手続をし、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。また、48年初めこ
ろ、夫と共に再加入の手続を行い、さかのぼって保険料を納付したと記憶し
ている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家
計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入状況に
関する記憶が不明確であり、また、保険料の納付金額、納付場所、さかのぼっ
て保険料を納付するまでの手続及び納付した期間等の納付状況に関する記憶
が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺
事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、夫と共に昭和47年10月ごろ
に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を
納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかが
わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年4月から40年2月まで

昭和36年ごろ区役所の職員から国民年金への加入を勧められ夫婦二人で区の出張所で加入手続を行った。その後は妻が、赤い手帳のときは月300円、うす茶色のときは月450円の国民年金保険料を、夫婦二人分まとめて納付していたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付していたとする金額は申立期間当時の保険料と異なる上、一緒に納付していたとする妻も自身の保険料が未納となっており、申立人昭和40年ごろから保険料を口座振替によって納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた区では保険料の口座振替は46年4月に開始されていることが確認できるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年4月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料が納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から59年9月まで

私は、大学を卒業した昭和46年4月ごろ、義姉に勧められて国民年金の加入手続を行い、その際、金額は不明だが国民年金保険料を納付した。その後は同居していた母や義姉が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の母親及び申立人の義姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に納付した保険料額に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができず、保険料を納付していたとする義姉からも当時の納付状況等を聴取することが困難であるため当時の状況が不明確である。

また、申立人に国民年金への加入を勧めたとする義姉及び兄は、国民年金手帳の記号番号が昭和52年12月に夫婦連番で払い出されており、それ以前には国民年金の加入手続を行っていないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号が61年12月に夫婦連番で払い出された当時、加入手続をしたとする妻は、区役所職員にさかのぼって保険料を納付すれば年金受給資格が得られるようになると言われたことを記憶しており、当該手帳記号番号払出時点より前の時期は未納であったと考えられることなど、申立人、申立人の母親及び申立人の義姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申し立て内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から62年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から62年10月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、自宅に届いた納付書で半年分などをまとめて銀行や郵便局で納めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間当時の国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間同時に居住していた複数の区において、申立人が国民年金に加入していたことが確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年3月以降に払い出されていることが確認でき、同月に払い出されたとしても、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和59年1月から同年12月までの期間、61年4月から同年9月までの期間及び63年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から48年3月まで
② 昭和59年1月から同年12月まで
③ 昭和61年4月から同年9月まで
④ 昭和63年4月から同年9月まで

私たち夫婦は、申立期間①の国民年金保険料を一緒に納付していた。また、申立期間②、③及び④の保険料は免除されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料額の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年7月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②、③及び④については、申立人が国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、また、申立人は、夫婦一緒に免除申請手続きを行い、当該手続きをしたのは1回か2回であると説明しているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の妻も当該期間については申立人と同様に未納と

されている上、昭和60年1月から61年3月までの期間及び61年10月から62年3月までの期間の保険料をそれぞれ60年4月、61年11月に申立人夫婦一緒に免除されていることが確認できるなど、申立人が、当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②、③及び④の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和59年1月から同年12月までの期間、61年4月から同年9月までの期間及び63年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から48年3月まで
② 昭和59年1月から同年12月まで
③ 昭和61年4月から同年9月まで
④ 昭和63年4月から同年9月まで

私たち夫婦は、申立期間①の国民年金保険料を一緒に納付していた。また、申立期間②、③及び④の保険料は免除されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料額の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年7月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②、③及び④については、申立人が国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、また、申立人は、夫婦一緒に免除申請手続きを行い、当該手続きをしたのは1回か2回であると説明しているが、社会保険庁の記録によれば、申立人の夫も当該期間については申立人と同様に未納と

されている上、昭和60年1月から61年3月までの期間及び61年10月から62年3月までの期間の保険料をそれぞれ60年4月、61年11月に申立人夫婦一緒に免除されていることが確認できるなど、申立人が、当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②、③及び④の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から平成5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から平成5年12月まで

私の妻は、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の妻から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の保険料を納付したとされる申立人の妻も申立期間は国民年金に未加入となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した形跡が見当たらず、国民年金手帳の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から55年2月まで

私は、昭和54年5月に区役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間の保険料額及び納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、加入手続をした際に区役所で交付されたとする申立人の国民年金手帳は、平成元年以降に作成、交付された手帳であることが確認できる上、申立人は当該手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4545

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年6月まで

私は、昭和37年か38年に国民年金に任意加入し、以後厚生年金保険に切り替わるまで国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和45年7月に任意加入した時点で払い出されており、制度上、申立期間は保険料をさかのぼって納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成2年3月まで

私は、市役所から国民年金の加入を勧めるはがきが来るようになってから、昭和60年ごろに、夫婦二人の加入手続をしたと思う。加入後、国民年金保険料を納付していなかったが、62年ごろ、市役所に確認したところ2年分の保険料をさかのぼって納付できることが分かったので、2年分の保険料を一括納付した。一括納付後も、申立期間の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳の交付を受けた記憶及び保険料を一括納付した場所等に関する記憶が曖昧である上、納付したとする保険料額も当時の保険料額と異なっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年5月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から55年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から55年12月まで
私は、厚生年金保険の加入期間と重複して、国民年金保険料を納付していたが、還付を受けた記憶がない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書等により、厚生年金保険加入期間中の申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、還付整理簿には、申立人の住所・氏名、還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日及び還付支払日が明確に記載されており、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。また、還付整理簿には、申立人を含め12件の還付が同一の還付決定日、還付支払日で記載されており、区が国民年金被保険者資格喪失届を受けたときに併せて還付請求書を受け取り、一括して還付処理を行ったものと考えられるなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4555

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年11月まで
私の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、妻も、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から58年10月まで

私の母は、昭和46年4月に私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を2年間納付した、その後は私自身が保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、昭和46年4月から48年3月までの2年間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、その後の48年4月から58年10月までの期間については、申立人は、保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年10月までの期間及び47年11月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から47年10月まで
② 昭和47年11月から50年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び申立期間当初に保険料を納付した場所の記憶が曖昧であり、納付書により納付したとする方法は、申立人が申立期間①当時居住していた市の当該期間当初の納付方法と相違する上、納付したとする保険料の金額は、申立期間の大部分の保険料額と異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、30歳だった昭和48年1月ごろに国民年金の加入手続を行った。国民年金の保険料は、私または亡くなった妻が二人分を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は保険料を納付したとする時期、納付金額の記憶が曖昧であり、保険料の納付を行っていたとされる申立人の妻から納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和48年1月ごろに加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号は昭和51年4月に夫婦連番で払い出されたことが確認できる上、その時点では、申立期間のうち49年1月から50年3月までの保険料は過年度納付することが可能な期間であるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から42年3月まで

私の妻は、私と妻の国民年金の加入手続をして、私の妻が最初は家に来た集金人に、数年後からは出張所で常に一緒に二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、国民年金の加入手続をした時期や場所、手帳の入手時期などの記憶が曖昧である上、同時に加入手続をしたとする申立人の妻と申立人の国民年金手帳記号番号は払出の時期が異なっていることが確認できる。

また、申立人は昭和36年4月と同年5月の保険料を、第3回特例納付期間に納付することにより、国民年金の納付期間が300月になっていることが確認でき、年金の受給資格期間を満たすために必要な期間を納付したと考えることが自然であるとともに、申立人の妻は、特例納付した2か月分の保険料8,000円を納付したことを記憶しているが、他に申立期間の保険料をまとめて払った記憶は無いなど、申立人の妻が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、私と夫の国民年金の加入手続をして、私が最初は家に来た集金人に、数年後からは出張所で、常に一緒に二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続をした時期や場所、手帳の入手時期などの記憶が曖昧である上、同時に加入手続をしたとする申立人と申立人の夫の国民年金手帳記号番号は払出の時期が異なっていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年7月ごろに払い出されていることから、この頃に加入手続が行われたと考えられるが、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立人は、申立人の夫の2か月分の保険料8,000円を特例納付したことを記憶しているものの、他に申立期間の保険料をまとめて払った記憶は無いなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの期間及び平成元年10月から2年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年9月まで
② 平成元年10月から2年2月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付していた。また、満額の国民年金を受給できるよう60歳以降も任意加入し、申立期間②の保険料を金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、国民年金手帳記号番号は昭和36年4月に払い出されていることが確認できるものの、当時居住していた区の被保険者名簿には昭和36年12月8日に「住所不明」、39年9月10日に「所在判明」と記載されているとともに、申立期間①の直後の37年10月から39年3月までの保険料を40年1月に過年度納付していることを踏まえると、40年1月に過年度納付した時点では申立期間①は時効により納付できない期間であり、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は国民年金保険料の納付額、納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、国民年金の加入可能期間である27年間となるよう昭和63年10月に昭和63年8月から平成元年9月までの保険料を一括して納付したことが確認でき、申立人の場合27年間以上の納付は年金受給額に反映せず納付の必要性はないなど、申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年11月までの期間、平成元年4月から2年7月までの期間及び3年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年11月まで
② 平成元年4月から2年7月まで
③ 平成3年10月から同年12月まで

私は、平成2年4月から7月頃に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付し、平成3年10月に会社を退職した後に、申立期間③の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年11月までの期間、平成元年4月から2年7月までの期間及び3年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年11月まで
② 平成元年4月から2年7月まで
③ 平成3年10月から同年12月まで

私は、平成2年4月から7月頃に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付し、平成3年10月に会社を退職した後に、申立期間③の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの期間及び38年7月から51年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年6月まで
② 昭和38年7月から51年4月まで

私は、昭和40年前半に、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。また、45年か46年に、国民年金に加入する前の未納保険料を納付できると聞き、一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金への加入手続を行った具体的な場所や国民年金手帳を受け取ったかどうかを覚えていないと説明している上、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、未納保険料を一括で納付したとする昭和45年から46年時点では、第1回特例納付が実施されているものの、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、申立期間は強制加入期間ではない上、申立人が所持する国民年金手帳において、申立期間直後の51年5月に任意加入により国民年金の資格を取得していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4570

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から41年3月まで
私の母親は、申立期間の私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、母親も申立期間は国民年金に未加入であるなど、母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から41年3月まで

私の母は、国民年金制度開始当初から国民年金に加入しており、娘についても20歳になったら国民年金保険料を納付しなければならないとの思いから、私が20歳の誕生日ごろに国民年金に加入し、保険料を納付し始めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年6月時点では、申立期間は過年度納付することが可能な期間であるが、保険料を納付したとする母親はさかのぼって保険料を納付した記憶がないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4579

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、転居後の昭和44年2月頃に、納付書が送られてきたので、直ちにまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、さかのぼって保険料を納付したとする期間、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、さかのぼって納付した際の納付書は1回送られてきただけであると説明しているとともに、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年3月時点で、過年度納付が可能な期間について、保険料をすべて納付しており、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から50年9月まで

私は、会社を退職した昭和41年ごろ、区役所で国民年金への加入手続きをし、2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後も区役所で保険料を納付していたはずであるが、50年頃に新しい手帳が交付され、それ以前の納付記録が無くなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人は、国民年金への加入手続きをしたとする時期、手続き方法等について記憶が曖昧である上、国民年金手帳を交換する際に別の国民年金手帳の記号番号が付番されたと主張するなど、申立内容には不自然な点が見受けられ、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和52年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から40年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料は、夫が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付時期、納付金額等の記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年12月時点では、申立人は60歳到達時まで保険料を納付したとしても受給資格期間を満たすことができないことから、必要月数を満たすために第1回特例納付で41年4月から42年3月までの保険料を納付したものと考えられ、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている夫についても、受給資格期間の必要月数を満たすために第1回特例納付及び第2回特例納付で39年6月から42年3月までの保険料を納付したと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から51年8月まで

私は、昭和49年11月頃に友人と一緒に区の出張所で、国民年金の任意加入手続を行い、以後、国民年金保険料と付加保険料を納付していた。一緒に加入手続を行った友人は、昭和49年11月から納付済みとなっているのに、私の申立期間が未加入、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、一緒に加入手続を行ったとする申立人の友人は他界しているため、当時の加入状況等について聴取することができない。

また、申立人は、昭和49年11月頃、国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、申立人の所持する年金手帳により、51年9月21日に任意加入していることが確認でき、申立期間は配偶者が共済組合に加入していることから、任意加入期間となるためさかのぼって保険料を納付できず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から46年9月まで

私は、20歳になってすぐに、「国民年金保険料の初回分は納めてあげるから、2回目以降は自分で納めるように」と母に言われたことを憶えている。2回目以降の保険料を自分で納付したかわからないが、初回の保険料は母が納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び初回の保険料の納付に関与しておらず、初回の保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の納付状況等が不明確である。また、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶がなく、印紙検認により納付したことはないと説明している上、2回目以降の保険料の納付についても自身で納付した記憶が曖昧であるなど、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から49年6月まで

私は、22歳のころ、金融機関で国民年金への加入を勧められたことをきっかけに国民年金の加入手続を行い、2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後は、金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、印紙検認により納付したことはないと説明しているが、国民年金に加入したとする昭和44年の現年度保険料の納付方法は印紙検認方式であったこと、また、申立人は、さかのぼって保険料を納付したのは、国民年金加入時に納付した1度だけであると説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年12月時点から時効期限いっぱいにはさかのぼって過年度納付していることが確認でき、これが申立人の主張する過年度納付に該当すると考えられることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の上記手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人はオレンジ色の手帳(全国的に昭和49年11月以降に発行されていたもの)以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から49年3月まで

私は、20歳になるとすぐ国民年金に加入し、市役所出張所の窓口で国民年金保険料を納付していた。保険料額は、最初は100円でその後少しずつ上がっていったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人が居住していた市では、申立期間のうち昭和45年8月までの間は印紙検認方式による保険料の納付方法が採られていたが、申立人は国民年金手帳に印紙貼付や検認印を受けたことがないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年2月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年9月まで

私は、「年金は納付を途切れないようにしなければ、将来受け取ることができなくなる。」と父に言われ、国民年金に加入した。その後は父が国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない時期であり、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続をした記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から63年6月まで

私と双子の弟が20歳になった当時、学生は国民年金への加入が任意であったが、私の母は、私と弟に代わって国民年金の任意加入手続を行い、以後、母が集金人に国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の弟は、申立期間は未加入期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年10月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの期間、平成4年4月から5年2月までの期間及び8年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から61年3月まで
② 平成4年4月から5年2月まで
③ 平成8年4月

私は、20歳になった昭和56年8月に国民年金の加入手続を区役所の出張所で行った。国民年金保険料は、20歳のころに父が1度納付した後は私が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続時期及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、当該期間の保険料を1度納付したとする父親は、国民年金加入期間の保険料がすべて未納である上、父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及び申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は当時さかのぼって保険料を納付したとする記憶が曖昧であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間のうち一部の期間の保険料は納期限切れで納付できなかったとしているが、当該期間後の最初の保険料納付日は平成8年1月12日であることが確認でき、同日以降においては、当該期間の保険料の全部が時効により納付することはできなかったなど、当該期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、当該期間は厚生年金加入期間に挟まれた1か月であるので、保険料を納付していないかも知れないとしており、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から53年3月まで

私の父は、私が結婚する直前に市役所又は社会保険事務所で国民年金の加入手続をし、過去の未納分の国民年金保険料をすべて納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、婚姻前に父親が加入手続を行い保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻により昭和55年6月に転居した後の市で払い出されているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から56年3月まで

私の義父は、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、私は1歳か2歳になった長男を連れ、郵便局に国民年金保険料を納めに行った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続きに関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きをしたとする義父から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間の保険料を納付していたとする申立人は、申立期間の保険料額等の記憶が曖昧である上、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている夫も同様に申立期間は未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和56年3月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明している上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4597

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年3月まで

私は、20歳の誕生日を迎えた昭和43年の春、母から「嫁ぎ先で困らないようにお父さんに国民年金に入って貰っておいたよ」と言われた記憶がある。結婚後の同年10月からは義父が夫の国民年金保険料と一緒に納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親及び義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、婚姻するまで保険料を納付していたとする両親及び婚姻後の保険料を納付していたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、両親及び義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和47年4月は第1回特例納付実施期間中であるが、申立人は、当該時点から60歳までの保険料を納付すれば特例納付をしなくても年金の受給資格期間を満たすことができ、義父から特例納付をしたと聞いたこともないと説明している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの期間及び59年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から50年3月まで
② 昭和59年4月から平成元年3月まで

私は、昭和44年4月から毎年度、国民年金保険料免除申請書を区役所に提出していたと思う。申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、また、申立期間の免除申請は基本的に毎年度行う必要があるが、申立人は、毎年度申請したと思うが、明確に覚えているのは2回であると説明しており、記録されている2回の申請免除期間に加えて申立期間について免除申請をしたとは考えられず、免除申請の^{あいまい}手続時期、承認通知書の受領等に関する記憶も曖昧である。

さらに、申立期間については、申立人の夫の保険料も免除ではなく未納となっている上、申立人は、平成7年4月以降の期間は免除申請をしておらず保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4599

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から同年4月まで

私は、会社を退職後、国民年金の加入手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料は妻の保険料と一緒に区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額及び納付時期等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月より前に、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 16 日から 36 年 3 月 8 日まで
② 昭和 36 年 3 月 27 日から 43 年 1 月 26 日まで

平成 16 年 5 月 21 日付けで社会保険事務所から、申立期間について、脱退手当金の受給記録があるとの回答を受けた。

しかし、私は、退職後に脱退手当金について会社から連絡は無く、脱退手当金の請求を行ったことや、郵送や社会保険事務所等で脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から31年8月30日まで
昭和55年5月23日付けで社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。
しかし、私は、会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、退職後はすぐに別の事業所で勤務しており、脱退手当金の請求を行ったことや、受け取った覚えは無い。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年10月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和31年10月25日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間後に勤務した事業所は、32年8月1日まで厚生年金保険の適用事業所ではないことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 9 日から 10 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 31 日までの間、継続して A 病院に勤務し、その間の厚生年金保険料を給与より控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても A 病院に継続して勤務していたと申し立てているが、同病院から提出された在職証明書及び雇用保険の記録では、申立人が平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 8 日まで在籍していることが確認され、かつ、申立人から提出された平成 9 年給与所得源泉徴収票の記録においても、申立人は同年 12 月 8 日に退職とされている。

また、申立人から提出された、A 病院における平成 9 年 12 月の給与・賞与明細書によれば、申立人の出勤日数が 10 日、同月の給与支給額が 31 万円（前月までは 125 万円毎月同額）と記載されていることから、申立人の在籍日数により日割り計算されていることがうかがえる上、同年 12 月の給与からは同年 11 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から32年5月1日まで
② 昭和36年3月1日から同年4月9日まで

私は、ねんきん特別便をきっかけに社会保険事務所で厚生年金保険について調査をしてもらったところ、脱退手当金が支払われていることを知った。

しかし、脱退手当金の請求を行った覚えは無く、受給した記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和36年8月25日の直前の同年7月24日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、社会保険庁から届いた「ねんきん特別便」で脱退手当金が支払われていることを知った。私は、脱退手当金の請求を行ったことや、受給した記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 15 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 14 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 4 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

平成 16 年 4 月に、社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況について確認したところ、昭和 41 年 11 月 22 日に申立期間に係る脱退手当金が支払われていることを知った。

しかし、私は、昭和 41 年 11 月 17 日に結婚し、新婚旅行から帰ってきたばかりで、夫の実家に住んでいたことから、脱退手当金をもらいに行ける状態ではなく、脱退手当金はもらっていないので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 10 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 21 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 19 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 5 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 21 日まで
58 歳ごろに社会保険事務所から通知が来て年金の記録を確認したところ、申立期間が脱退扱いになっていることを知った。
しかし、私は、会社から脱退手当金の説明を受けたものの、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 43 年 10 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
平成 20 年 2 月に社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。
しかし、私は、退職時に脱退手当金の説明を受けておらず、受け取った覚えも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所は、退職者を集めて脱退手当金に関する説明会を開き、受給希望者に関しては代理請求を行っていたと説明している上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 48 年 4 月 1 日の前後 1 年以内に資格喪失した者 32 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 31 日から 63 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 62 年 12 月 31 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 12 月 31 日までA社に勤務していた旨申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった社員原簿により、申立人は、同社を昭和 62 年 12 月 30 日に退職したことが確認できる。

また、上記社員原簿により、申立人がA社に昭和 49 年 4 月 1 日に入社していることが確認できるが、同社では、申立人のように月の前半に入社した従業員の厚生年金保険料については、当月分の控除であったとしているところ、同社から提出のあった昭和 62 年 12 月分の賃金台帳では、申立人の同月の給与から厚生年金保険料が控除された記録が無い。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 62 年 12 月 31 日であり、申立人の主張する同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月から 39 年 6 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の被保険者記録は昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 5 月 1 日となっているが、33 年頃に学生アルバイトとして入社し、一年後に正社員となった。正社員になってからは、厚生年金保険に加入したはずであるので、34 年 6 月から 39 年 6 月 1 日までの期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚及び上司の供述により、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したところ、同社では、6 か月から 1 年程度の試用期間があり、その間は、厚生年金保険に加入せず、保険料も控除されていなかったとしている。

また、上記被保険者名簿において、昭和 35 年 2 月 29 日に 60 名以上の従業員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、当時、経理を担当していた従業員に照会したところ、事務職や管理職を除き、申立人のような接客を担当する現場従業員は、厚生年金保険の資格を喪失させ、国民健康保険組合の健康保険のみを加入させたと供述している。

さらに、その後、昭和 39 年 6 月 1 日に 40 名以上の多数の現場従業員が厚生年金保険の資格を取得しており、申立人も同日に資格を取得していることが確認できるほか、同日以前に同社に現場従業員として勤務していた従業員の中には、国民年金に加入し、その保険料を納付している者がいたことも確認できる。

これらのことから、当該期間は、上記経理担当職員及び複数の従業員の供述

のとおり、申立人を含む同社の現場従業員は、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年10月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間当時の確定申告書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述により、申立人が、申立期間当時同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の同社における厚生年金保険被保険者記録では、申立人は平成9年10月21日に厚生年金保険の資格を取得し、10年1月28日に資格を喪失していることが確認できる上、上記事業主は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、申立人から提出された平成9年分の所得税の確定申告書に記載されている給与支払総額は40万円であり、この金額は申立人の平成9年11月支給分及び12月支給分の2か月分の給与に相当する。

また、当該確定申告書に記載されている社会保険料の金額は、申立期間当時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の2か月分であることが確認でき、当該確定申告書の内容から、控除されている厚生年金保険料額は、当時の厚生年金保険料率により計算した金額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除についてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 8 日から 36 年 9 月 1 日まで

会社から脱退手当金についての説明を受けたため、自ら社会保険事務所に行き、その請求手続を行った際、職員から手続の不備を指摘され、再度、来所するよう依頼されたが、忙しかったことなどから、そのまま、同事務所には行くことは無かった。

その後、平成 7 年に社会保険労務士に年金について相談したところ、A 社に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録があると言われ、社会保険事務所に確認したが、社会保険労務士と同様の回答であった。

しかし、脱退手当金の請求手続を最後まで行ったという認識は無いので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業所を退職する際に、事業所から脱退手当金の説明を聞いて、脱退手当金の請求手続をしたと述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 1 月 30 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 28 日から 33 年 1 月 19 日まで
平成 20 年 3 月に社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会した際、脱退手当金が支給されている記録があることが分かった。

しかし、会社を退職した後は、花嫁修業をしながら結婚に備えており、その間、脱退手当金についての通知はなく、昭和 33 年 11 月に結婚した後は遠方に転居しており、脱退手当金は受け取っていない。

このため、申立期間について厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 33 年 1 月 19 日）の前後 1 年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の支給要件を満たす者 24 名について、その支給記録を確認したところ、全員に支給記録があり、いずれも被保険者資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 4 月 17 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないこ

とをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成元年5月1日まで
② 平成元年5月1日から3年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間について、勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に昭和63年5月から当該期間を含め、平成元年4月30日まで勤務していたと申し立てている。

そして、A社の商業登記簿謄本によれば、申立人は昭和62年7月7日から取締役として、同社に勤務していたところ、63年9月30日に取締役を辞任したことが記録されている。

一方、A社は既に解散しており、当時の事業主は連絡先が不明であるため供述が得られず、同社及び当該事業主から申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間①当時に同社に勤務していたことが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員が、申立人は同社の取締役を辞任した後も同社に勤務していたと記憶している旨供述していることから、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社は、申立期間①のうち、昭和63年10月1日から同年12月31日までの期間、政府管掌健康保険の適用事業所となっていることから、申立人が厚生年金保険に加入していれば当然当該健康保険に加入しており、他の医療

保険には加入していないはずであるところ、申立人は、居住していた区の記録において、同年10月1日から申立期間①を含め、平成20年9月2日までの期間、国民健康保険に加入していることが確認できる。この国民健康保険の加入手続について、同区では、他の健康保険に加入していないこと（他の健康保険から移行の場合は、当該健康保険を脱退したこと）を確認した上で、加入させているとしていることから、申立人が申立期間①に同社の政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

なお、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和63年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

そして、B社の商業登記簿謄本によれば、申立人は、平成元年5月17日に同社の代表取締役就任し、同年12月1日に代表取締役を退任したことが記録されている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成12年7月1日であり、同社の代表取締役である申立人が、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことを知りながら、自ら厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

また、申立人は、居住していた区の記録において、昭和63年10月1日から申立期間②を含め、平成20年9月2日までの期間、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月から19年まで
② 昭和19年から20年8月15日まで

昭和17年4月から19年まではA社に勤務し、また、同年から20年8月15日まではB社に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社に勤務していた当時の記念写真として提出のあった写真から、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が申立期間当時に勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、申立期間当時の代表者の氏名を記憶していたが、同人は既に死亡している。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除等について確認することができない。

加えて、申立人は、見習工として勤務していたとしているが、給与を受け取った記憶は無いと供述しており、厚生年金保険料控除があったとは考え難い。

申立期間②については、申立人は終戦時の昭和20年8月15日までB社に勤務したとしているが、申立人は、申立期間当時の社長の名字を記憶しているのみで、同僚等の氏名を記憶していないことから、これらの者の連絡先を把握して、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除等について供述を得ることができない。

また、申立人は、勤務していた事業所の所在地を明確に記憶していないため、社会保険事務所が保管するB社の本社及び申立人が勤務していた可能性がある3つの事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、これらの名簿には、申立期間当時に合計で約1,000名の被保険者の記録が記載されているが、同名簿に、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人は、見習工として勤務していたとしているが、給与を受け取った記憶は無いと供述しており、厚生年金保険料控除があったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 11 月 16 日まで
② 昭和 36 年 1 月 13 日から 39 年 8 月 30 日まで

昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 30 日まで A 社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は 35 年 11 月 16 日から 36 年 1 月 13 日までとなっており、申立期間の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社における申立人の元同僚の供述により、申立人が同社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、A 社では、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、また、当時のことを記憶している者もないため、申立期間当時の申立人の勤務実態は不明であるとしている。このため、社会保険事務所が保管している同社の被保険者名簿により、申立期間当時の従業員に照会し、10 数名から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、A 社が保管している申立期間当時の厚生年金台帳には、申立人の申立期間に係る加入記録は記載されておらず、同社では、同台帳に申立人の記載が無いことから、申立期間について、申立人の厚生年金保険料は控除していないと供述している。

さらに、A 社が保管している雇用保険台帳には、申立人の雇用保険の資格取得日は昭和 35 年 11 月 16 日と記載されており、同日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じである。

加えて、申立期間当時に臨時採用者であった従業員等 10 数名は、申立期間当時に、労働組合が事業主と交渉して、臨時採用者も社会保険に加入できるよ

うになったことを供述しており、これらの者は、入社後数か月以上を経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録により確認できる。

申立期間②については、A社における申立人の元同僚の供述により、申立人が同社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、また、当時のことを記憶している者もないため、申立期間当時の申立人の勤務実態は不明であるとしている。このため、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿により、申立期間当時の従業員に照会し、10 数名から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

また、申立期間内の昭和 38 年 4 月 1 日にA社の本社に正社員として入社し、A社の総務課人事係で勤務していた元従業員も、申立人の名前を記憶していないと供述している。

さらに、A社が保管している申立期間当時の厚生年金台帳には、申立人の申立期間に係る加入記録は記載されておらず、同社では、同台帳に申立人の記載が無いことから、申立期間について、申立人の厚生年金保険料は控除していないと供述している。

加えて、A社の敷地内には関連会社が2社存在しており、申立人が同社へ移籍した可能性も考えられることから、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿も確認したが、同名簿に申立人の名前は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
② 平成 16 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社の退職日が平成 16 年 2 月 27 日となっているため、翌 2 月 28 日が資格喪失日となり、同年 2 月の厚生年金保険加入記録が無いので、資格喪失日を同年 3 月 1 日として、同年 2 月までの厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。また、A社の後に勤務したB社は、16 年 8 月 31 日まで勤務した記憶があるが、同年 8 月分の加入記録が無いので、同社における被保険者資格喪失日を同年 9 月 1 日として、同年 8 月までの厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における申立人の平成 16 年 2 月の給与明細書等から、同年同月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、同社が保管している申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同社における資格喪失に係る処理は平成 16 年 2 月 28 日付けで行われていることが確認できるとともに、同通知書の備考欄には、申立人の退職日が同年 2 月 27 日である旨記載されていることが確認できる。

また、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日が平成 16 年 2 月 28 日付けで処理されていることについて、同社は、申立人の了解の上で、申立人の退職日を同年 2 月 27 日としたためであると供述しており、申立人の同社における退職日については、申立人の出勤簿にも同年 2 月 27 日付けで退職と記載されている。

なお、同社は、申立人の退職日を平成16年2月27日として処理しているにもかかわらず、申立人の同年同月の厚生年金保険料を同年同月の給与から控除していることについて、当時の担当者が在職していないので分からないと供述している。

申立期間②については、B社が保管している申立人に係る労働契約書に、申立人の契約期間は「平成16年3月1日から同年3月31日まで、継続する場合同年8月30日の期間」とする旨記載されている。

また、同社が保管している労働者名簿及び業務報告書にも、申立人の同社における最終労働日は平成16年8月30日である旨が記載されており、同社は、申立人が同日付けで同社を退職していることについて、退職証明書により証明している。

さらに、申立人の同社における平成16年9月の給与明細書（同年8月の勤務を対象として、同年9月に支給される給与に係るもの）及び賃金台帳等により、申立人の同年8月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 11 日から 43 年 10 月 19 日まで
64 歳の時、社会保険事務所で年金の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた申立期間について脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。
しかし、その時まで脱退手当金の制度を知らなかった上、その請求手続や受給についての記憶も無い。
このため、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 6 ページに記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 43 年 10 月 19 日）の前後 2 年以内に資格喪失した者 28 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、22 名について脱退手当金の支給記録があり、そのうち 19 名は資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 2 月 7 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受

給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 3 月 21 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 48 年 10 月 1 日から勤務していたと申し立てている。しかしながら、A社で社会保険事務手を担当していた事業主の妻は、同社は平成 13 年に解散しており、申立期間当時の書類は保存されておらず、また、自身も、申立人が同社に入社した時期を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況等については確認できないと供述している。

また、申立人が記憶しているA社の元上司及び同僚各 1 名に、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、1 名は申立人を記憶しておらず、残りの 1 名は、申立人が同社に勤務していたことを記憶していたものの、申立人の勤務期間及び同社における申立人の厚生年金保険加入の取扱いについては分からないと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる他の 5 名の従業員に照会したところ、4 名から回答があったが、2 名は申立人を記憶しておらず、残りの 2 名も、申立人が同社に勤務していたことは記憶していたものの、勤務期間及び同社における申立人の厚生年金保険加入の取扱いについては分からないと回答している。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和 50 年 3 月 21 日

からの加入とされており、申立人の同社における厚生年金保険加入記録と一致しており、申立期間において、雇用保険の加入記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 25 日から同年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管していた従業員名簿及び出勤簿により、申立人が、平成 10 年 5 月 25 日から同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、同社では、申立期間当時、当月分の厚生年金保険料を従業員の翌月の給与から控除する方法であったと説明しているところ、申立人に係る同社の平成 10 年 6 月分の給与明細書において、同年 5 月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、同社では、同社が保管している申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届（控）において、申立人の資格取得日は平成 10 年 6 月 1 日とされていること、及び同社の申立期間当時における社会保険事務担当者が、「申立人は、平成 10 年 5 月 25 日に入社したが、厚生年金保険の資格取得は同年 6 月 1 日付けで行った。」と供述していることから、申立人の同年 5 月分の厚生年金保険料については給与から控除していないと考えられると供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 26 年 7 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

ねんきん特別便の記録に申立期間の被保険者期間が無かったため、社会保険事務所で調べてもらったところ、その期間についても脱退手当金が支給されていることになっていることを初めて知った。

しかし、申立期間後に勤めた事業所を退職後に、社会保険事務所に出向き、脱退手当金の請求手続を行ったものの、その際、申立期間については申請した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所に出向き、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金については申請した記憶はあるものの、申立期間に係る脱退手当金については申請していないと申し立てしているところ、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立人が受給した脱退手当金は、申立期間を含む支給日前のすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然な点はない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が日付入りで記されているとともに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
平成 17 年に年金を受給し始めたが、申立期間が年金に反映されていなかったため社会保険事務所で調べてもらったところ、当該期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを初めて知った。
しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、申請した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 38 年 12 月 5 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 13 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されている上、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には支給対象期間、支給額及び支給日が記載されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 10 日から 32 年 10 月 1 日まで

平成 14 年に、社会保険事務所に行つて年金の受給手続をした際、脱退手当金の支給記録には、脱退手当金を受給した直前に勤めていた事業所の被保険者期間(昭和 35 年 2 月 1 日から 39 年 10 月 23 日まで)のほか、申立期間が含まれている旨の説明を受けた。

しかし、脱退手当金の支給記録に申立期間が含まれていることについては、納得できないので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間と申立期間後の被保険者期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金が支給された厚生年金保険被保険者期間に係る資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 12 月 11 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月ころから同年11月ころまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和28年6月ころから同年11月ころまでの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年7月1日であること、また、同社は当時の従業員に関する資料を残していないことなどから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことや申立期間の厚生年金保険料の控除等について確認できないとしているほか、申立期間当時の事業主も申立期間当時の勤務については記憶が明確でないとしている。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚4名のうち1名は死亡していること、さらに、残り3名の連絡先は不明であること等から供述が得られず、当該同僚から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた従業員は1名であるが、当該従業員は申立人のことを記憶していないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月 25 日から 25 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 21 年 5 月 5 日から 28 年 11 月 26 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における同僚の供述により、申立人は、申立期間当ても同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 28 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、当時の事業主は死亡していること、また、同社の所在地を管理する法務局には同社の商業登記の記録も無く役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、同社及び事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚 4 名を記憶しているところ、連絡の取れた同僚 2 名のうち 1 名は、申立人が勤務していたことを記憶しているが、申立期間当時の申立人の勤務形態や職務内容の変更等については分からないとしているほか、残り 1 名の同僚とも同社における厚生年金保険の適用状況等については分からないとしている。

さらに、A社に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた 2 名の従業員のうち 1 名は、申立人のことを記憶しているが申立人の勤務期間については記憶していないとしているほか、申立期間当

時の申立人の勤務形態の変更や同社における厚生年金保険の適用状況等については分からないとしている。残り1名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしている。

加えて、A社に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立人は、昭和21年9月25日に被保険者資格を喪失し、その後25年2月1日に資格を再取得していることが確認できるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難い上に、当該被保険者名簿に欠番は無く、不合理な記録訂正も無いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったものと考えられる。

また、事業主は、仮に申立人の申立期間に係る資格喪失届を提出していないとしても、その後の資格の再取得の届出の際に、社会保険事務所の記録において申立人が申立期間に被保険者となっていたことに気付いたはずであり、さらに、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していれば、毎月の社会保険事務所からの保険料納入告知の額との差により、申立人が被保険者となっていないことに気付いたはずであると考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 7 月 31 日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間には、B社にも勤務し同社の厚生年金保険の加入記録はあるものの、同社就業時間終了後A社でも勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述から、申立人が、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月ころから 47 年 2 月ころまで同社に勤務していたことを推認することができるほか、B社についても、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

しかし、A社の回答では、「申立人が当社で直接雇用されていることが極めて低いと考えられ、また、勤務形態が夜（3、4時間勤務）の場合はフルタイムではないので社会保険の加入が難しい。」としている。このほか、「申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保管していないことなどから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」としている。さらに、申立人が記憶している同僚について、「厚生年金保険の加入記録がある理由はパートで採用されたとしてもフルタイムと同様な勤務形態であったのではないか。」としている。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたことを記憶している同僚は、「自分は、申立人と同じ時期に入社して昭和 47 年 2 月ころに退職しているが、申立人は、自分が退職するまでは同社に勤務していたのではないか。」としているが、「申立人の申立期間当時の同社における厚生年金保険の加入状況等に

については分からない。」としている。

さらに、A社に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた2名の従業員は、申立人のことを記憶していないと供述している。また、このうち1名は、「申立人と同じく昭和46年10月1日にパート・アルバイトで接客案内係として入社した。」としているほか、「自分は、1日の勤務時間は6時間、月当たり20日から25日勤務であり厚生年金保険に加入していた。」としているところ、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿で確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は46年10月1日であることが確認できる。このことから、A社では、勤務状況により厚生年金保険への加入の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 21 日から同年 9 月 20 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和 48 年 5 月 21 日から同年 9 月 20 日までの期間の加入記録が無かった。同社には、48 年 2 月 1 日から 49 年 3 月まで継続して勤務していたので、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てており、当時の同僚の供述からも、申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、雇用保険の記録では、申立人の被保険者期間は、昭和 48 年 3 月 26 日から同年 5 月 20 日までの期間及び同年 9 月 21 日から 49 年 3 月 30 日までの期間であり、48 年 5 月 21 日から同年 9 月 20 日までの期間は雇用保険に未加入となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、A社は既に解散している上、当時の事業主は申立人のことを記憶しておらず、ほかの複数の取締役は、死亡等により事情を聴くことができず、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であった複数の従業員のうち、連絡の取れた3名からは、申立人の申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、昭和26年1月1日から昭和37年9月20日まで継続して勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等を確認できないとしている。

また、申立人が記憶している5名の上司、同僚のうち、1名は、申立人のことを記憶しているが、申立期間当時にA社に勤務していたかどうかは分からないとしており、残る4名の同僚については、死亡又は人物の特定ができない等により申立人の勤務状況、保険料控除等について確認できなかった。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であった従業員のうち、連絡の取れた3名全員が申立人のことを記憶していないとしており、申立人の勤務状況、保険料控除等について確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には昭和 41 年 4 月 1 日に再入社し、43 年 1 月まで勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録等から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間の厚生年金保険料控除について事情を聴くことができない上、現在の事業主（当時の事業主の子息）は、再入社した申立人の勤務状況をみるために、再入社後すぐに厚生年金保険に加入させなかったと思われると供述している。

また、当時の経理事務を担当していた者は、几帳面な事業主が申立人の給与から保険料を控除しながら、申立人を厚生年金保険に加入させなかったとは考えられず、4か月間申立人の勤務状況をみた後に厚生年金保険に加入させたと思われると供述している。

さらに、申立人が記憶している当時の同僚4名に照会したが、申立人の申立期間の厚生年金保険料が控除されたことを確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、A社に平成 4 年 6 月 30 日まで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社では、申立期間当時は、従業員の当月分の厚生年金保険料を翌月の給与から控除する方法であったとしている。この方法では、従業員が、月末まで勤務して退職する場合に、退職月まで厚生年金保険の加入記録を取得させるためには、退職月の給与から前月分と当月分の 2 か月分の厚生年金保険料を控除し、翌月の 1 日付けで資格喪失届を社会保険事務所に提出する必要があると考えられるところ、申立人から提出された申立期間に係る平成 4 年 6 月分の給与明細書では、1 か月分の厚生年金保険料のみが控除されていることが確認できる。

また、申立人から、A社に勤務していた全期間（申立期間を含む 14 か月分）の給与明細書が提出されていることから、同給与明細書の内容を確認したが、厚生年金保険料は、申立人が同社に入社した平成 3 年 5 月の給与を除く 13 月分の給与から同月数分の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立人が退職する 4 年 6 月に係る厚生年金保険料が控除されていることは確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月5日から33年9月1日まで
A組合に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合から提出された社員名簿には、申立人について「昭和32年3月5日雇入」と記載されていることから、申立人が、申立期間において同組合に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記の社員名簿には「健保、年金取得月日 昭和33年9月1日」と記載があり、同記載内容は、社会保険事務所が保管するA組合に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の記録及び健康保険組合の加入記録と一致している。

また、A組合では、申立期間当時の厚生年金保険に係る資料は保存しておらず、当時の社会保険事務担当者も死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況を確認することはできないとしながらも、社員名簿の記載内容から判断して、申立期間当時には、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかったと思うと供述している。

さらに、申立人は、明確な記憶ではないとしながらも、A組合に入社後、正社員となるまでに試用期間があったとの供述をしていることから、同組合の元同僚等5名に対して入社日等を照会し、社会保険事務所が保管する同組合の厚生年金保険被保険者名簿における5名の被保険者資格取得年月日と照らし合わせたところ、回答のあった4名のうちの3名は、同組合に入社後、2か月から1年程度の期間を経てから厚生年金保険の被保険者資格を取得しているこ

とが確認できる（ほか1名は、入社日が不明との回答であった。）。なお、上記3名のうち、入社後、資格取得まで1年程度の期間を要している1名は、同期間は試用期間であったこと、また、同期間には厚生年金保険料は控除されていなかったことを供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。